

# 安心して中古住宅を売買するために 住宅の健康診断を!!

インスペクション



インスペクション費用の**半額を補助**します。

(申請方法等は裏面へ)

**最大5万円**

## インスペクションのメリット

売り主

- ▶ 引渡し後のトラブル回避。  
取引後のクレーム等のトラブル回避に繋がります。

- ▶ 競合物件との差別化が図れる。  
購入希望者に安心感を与え、他の売却物件と差別化できる。



買い主

- ▶ より安心して購入の判断ができる。  
専門家の調査により建物の状況が把握でき、より安心して購入の判断をすることができる。

- ▶ メンテナンスの見通しが立てやすい。  
購入後のリフォームやメンテナンス等の予定を見込んだ取引が可能になる。

## インスペクションとは？

住宅の基礎・外壁等のひび割れ、雨漏り等の劣化・不具合の状況を目視・計測等により調査・記録することで、住宅の現在の状態を把握する調査です。  
(「既存住宅状況調査」と呼びます。)

※以下のものではありませんので、ご注意ください。

- ・耐震診断
- ・瑕疵の有無の判定、瑕疵がないという保証
- ・建築基準法令等への適合性判断 等



## 補助金の対象者

- ▶ 中古住宅の売主、または買主(購入前または引渡し後3か月以内)

※居住を目的とする一戸建ての住宅や店舗等併用住宅(店舗等の面積が延べ床面積の2分の1未満の住宅)を売買する方が対象です。

## 補助金の対象となる住宅

- ▶ 以下の条件を満たす住宅が補助金の対象となります。

ただし、災害レッドゾーン(災害危険区域・土砂災害特別警戒区域・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域)に位置する住宅は、補助対象外です。

市町の空き家バンクに登録されている住宅	または	中古住宅市場を通じて売買される住宅	
		立地適正化計画策定の市町	立地適正化計画未策定の市町等※
滋賀県内全域		居住誘導区域	鉄道駅から1km以内の地域

※立地適正化計画策定済の市町で居住誘導区域を定めていない市町を含む。

## 補助金の対象となる経費

- ▶ 滋賀県内に所在する中古住宅に対して、既存住宅状況調査技術者が既存住宅状況調査方法基準に基づいて実施されたインスペクションの費用(配管・設備、雨樋などの追加調査と調査結果報告書の作成を含む。)

## 申請手続きの流れ

- ① 「補助金の申込み(交付申請)」を行ってください。(当年度2月末日まで)  
➔ 交付申請書の内容を審査の上、「交付決定」を行います。
- ② 交付決定後、インスペクションを実施してください。
- ③ 実施後、「実績報告書」と関係書類を提出してください。(当年度3月末日まで)  
➔ 実績報告書の内容を審査の上、「額の確定」を行います。
- ④ 額の確定後、「補助金請求書」を提出してください。  
➔ 請求書に記載の銀行口座に、補助金の支給を行います。

## 申請手続きに必要な書類・注意事項

提出書類 (補助金申請書類)

- ① 滋賀県既存住宅状況調査事業費補助金交付申請書
- ② 誓約書
- ③ 媒介契約を証する書類、または不動産売買契約書(引渡し日を証する書類)
- ④ インスペクションに要する費用の見積書の写し

※1 補助金交付決定日以前に実施済みのインスペクションは、補助対象外です。

※2 住宅の引渡し後3か月以降に実施されたインスペクションは補助対象外です。

※3 申込みの締め切りは、令和3年2月末日です。なお、申込時点で予定件数に達している場合は、補助金を交付することができませんので、あらかじめご了承ください。

※4 当年度内に調査を完了し、実績報告を3月末日までに行うものが補助対象です。